

## II 諸手当関係

### 1 扶養手当

| 支給対象         | 支給の範囲                                 | 月額（行政職給料表の場合） |         |         |
|--------------|---------------------------------------|---------------|---------|---------|
|              |                                       | 7級以下          | 8級      | 9級以上    |
| 扶養親族のある全ての職員 | 配偶者                                   | 廃止            | 廃止      | 廃止      |
|              | 子（満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合）      | 13,000円       | 13,000円 | 13,000円 |
|              | その他の扶養親族（父母等）                         | 6,500円        | 3,500円  | 支給無し    |
|              | 16歳に達する年の年度初めから満22歳の年度末までの扶養親族たる子の加算額 | 5,000円        | 5,000円  | 5,000円  |

※ 配偶者にかかる扶養手当は、経過措置期間が終了し2026年度から廃止

※ 扶養親族は、他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている次の者

ア 満22歳の年度末までの子及び孫

イ 満60歳以上の父母及び祖父母

ウ 満22歳の年度末までの弟妹

エ 重度心身障害者

※ 所得制限額（一人当たり）

|    |            |
|----|------------|
| 年額 | 1,300,000円 |
| 月額 | 108,300円   |

〔暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員には支給されない〕

### 2 地域手当

地域手当は、民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して定めた以下の地域に在勤する職員に、給料、給料の特別調整額及び扶養手当の合計額に各々の率を乗じた額を支給する。なお、給与条例改正に伴い、一部地域（名古屋市、福岡市等）において2027（令和9）年度までの経過措置あり。

(1) 1級地 東京都の特別区 100分の20

(2) 2級地 大阪市 100分の16

(3) 3級地 名古屋市 100分の15

(改正後 100分の12)

(4) 5級地 福岡市 100分の10

(改正後 4級地 100分の8)

(5) 6級地 仙台市 100分の6

(6) 7級地 札幌市・名取市・新潟市 100分の3

※ 医師及び歯科医師については特別の規定がある。

### 3 初任給調整手当

専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される医師、歯科医師及び獣医師として新たに採用された職員に対して支給される。

ア 医師及び歯科医師

採用の日から35年間支給され、その月額は、職員の区分及び採用の日等によって異なる。

イ 獣医師（2025.12改正、2026.4から実施）

採用の日から15年間支給され、その月額は、採用の日等によって異なる。

（支給額）

| 職員の区分<br>期間の区分 | 1項職員（医療職給料表（一）） |         |         |         |         | 2項職員<br>（医学・歯学専門） | 3項職員<br>（獣医学専門） |
|----------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|-------------------|-----------------|
|                | 1種              | 2種      | 3種      | 4種      | 5種      |                   |                 |
|                | 円               | 円       | 円       | 円       | 円       | 円                 | 円               |
| 1年未満           | 417,600         | 371,300 | 310,800 | 253,100 | 186,000 | 52,100            | 60,000          |
| 1年以上2年未満       | 417,600         | 371,300 | 310,800 | 253,100 | 186,000 | 52,100            | 57,000          |
| 2年以上3年未満       | 417,600         | 371,300 | 310,800 | 253,100 | 186,000 | 52,100            | 54,000          |
| 3年以上4年未満       | 417,600         | 371,300 | 310,800 | 253,100 | 186,000 | 52,100            | 51,000          |
| 4年以上5年未満       | 417,600         | 371,300 | 310,800 | 253,100 | 186,000 | 52,100            | 48,000          |
| 5年以上6年未満       | 417,600         | 371,300 | 310,800 | 253,100 | 186,000 | 52,100            | 45,000          |
| 6年以上7年未満       | 417,600         | 371,300 | 310,800 | 253,100 | 186,000 | 50,300            | 42,000          |
| 7年以上8年未満       | 417,600         | 371,300 | 310,800 | 253,100 | 186,000 | 48,500            | 39,000          |
| 8年以上9年未満       | 417,600         | 371,300 | 310,800 | 253,100 | 186,000 | 46,700            | 36,000          |
| 9年以上10年未満      | 417,600         | 371,300 | 310,800 | 253,100 | 186,000 | 44,900            | 32,000          |
| 10年以上11年未満     | 417,600         | 371,300 | 310,800 | 253,100 | 186,000 | 43,100            | 28,000          |
| 11年以上12年未満     | 417,600         | 371,300 | 310,800 | 253,100 | 186,000 | 41,300            | 24,000          |
| 12年以上13年未満     | 417,600         | 371,300 | 310,800 | 253,100 | 186,000 | 39,500            | 20,000          |
| 13年以上14年未満     | 417,600         | 371,300 | 310,800 | 253,100 | 186,000 | 37,700            | 16,000          |
| 14年以上15年未満     | 417,600         | 371,300 | 310,800 | 253,100 | 186,000 | 36,300            | 12,000          |
| 15年以上16年未満     | 417,600         | 371,300 | 310,800 | 253,100 | 186,000 | 34,900            |                 |
| 16年以上17年未満     | 413,200         | 367,300 | 307,500 | 250,500 | 184,400 | 33,500            |                 |
| 17年以上18年未満     | 408,800         | 363,300 | 304,200 | 247,900 | 182,800 | 32,100            |                 |
| 18年以上19年未満     | 404,400         | 359,300 | 300,900 | 245,300 | 181,200 | 30,700            |                 |
| 19年以上20年未満     | 400,000         | 355,300 | 297,600 | 242,700 | 179,600 | 29,300            |                 |
| 20年以上21年未満     | 395,600         | 351,300 | 294,300 | 240,100 | 178,000 | 27,900            |                 |

| 職員の区分<br>期間の区分   | 1項職員（医療職給料表（一）） |         |         |         |         | 2項職員<br>（医学・歯学専門） | 3項職員<br>（獣医学専門） |
|--|-----------------|---------|---------|---------|---------|-------------------|-----------------|
|  | 1種              | 2種      | 3種      | 4種      | 5種      |                   |                 |
| 21年以上22年未満   | 381,600         | 339,000 | 283,300 | 230,500 | 170,500 | 27,300            |                 |
| 22年以上23年未満   | 365,100         | 324,300 | 271,300 | 219,900 | 162,100 | 26,700            |                 |
| 23年以上24年未満   | 348,600         | 308,800 | 258,800 | 208,900 | 153,700 | 25,700            |                 |
| 24年以上25年未満   | 332,100         | 293,300 | 246,300 | 197,900 | 145,200 | 25,100            |                 |
| 25年以上26年未満   | 315,600         | 277,300 | 233,800 | 186,900 | 136,700 | 24,500            |                 |
| 26年以上27年未満   | 298,100         | 260,300 | 218,300 | 173,500 | 127,000 | 23,900            |                 |
| 27年以上28年未満   | 280,600         | 243,300 | 202,800 | 160,100 | 117,300 | 23,300            |                 |
| 28年以上29年未満   | 263,100         | 226,300 | 187,300 | 146,700 | 107,600 | 22,500            |                 |
| 29年以上30年未満   | 245,100         | 208,800 | 171,800 | 133,300 | 97,900  | 22,200            |                 |
| 30年以上31年未満   | 227,100         | 191,300 | 155,300 | 119,300 | 88,000  | 21,800            |                 |
| 31年以上32年未満   | 209,100         | 173,800 | 138,800 | 105,300 | 78,100  | 21,200            |                 |
| 32年以上33年未満   | 190,100         | 155,800 | 122,300 | 90,500  | 68,200  | 20,300            |                 |
| 33年以上34年未満   | 171,100         | 137,300 | 104,300 | 74,000  | 56,700  | 19,400            |                 |
| 34年以上35年未満   | 152,100         | 118,800 | 86,300  | 57,500  | 45,200  | 18,700            |                 |
| 備考1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。  |                 |         |         |         |         |                   |                 |
| 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。  |                 |         |         |         |         |                   |                 |
| 3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。 |                 |         |         |         |         |                   |                 |

(60歳に達した4月1日以降の支給額)

| 職員の区分<br>期間の区分 | 3項職員（獣医学専門） |           |        |            |        |
|----------------|-------------|-----------|--------|------------|--------|
|                | 円           |           | 円      |            | 円      |
| 1年未満           | 42,000      | 5年以上6年未満  | 31,500 | 10年以上11年未満 | 19,600 |
| 1年以上2年未満       | 39,900      | 6年以上7年未満  | 29,400 | 11年以上12年未満 | 16,800 |
| 2年以上3年未満       | 37,800      | 7年以上8年未満  | 27,300 | 12年以上13年未満 | 14,000 |
| 3年以上4年未満       | 35,700      | 8年以上9年未満  | 25,200 | 13年以上14年未満 | 11,200 |
| 4年以上5年未満       | 33,600      | 9年以上10年未満 | 22,400 | 14年以上15年未満 | 8,400  |

※ 2項職員（医学・歯学専門）については、別途規定あり（最大35年未満）。

## 4 住居手当

- ① 自ら居住するため住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に、次の表により支給する（100 円未満の端数切捨）。

|                                  |                                |
|----------------------------------|--------------------------------|
| 家賃等の額が 23,000 円以下                | 家賃の額－12,000 円                  |
| 家賃等の額が<br>23,000 円を超え 55,000 円未満 | (家賃等の額－23,000 円) ×1/2+11,000 円 |
| 家賃等の額が<br>55,000 円以上             | 27,000 円                       |

- ② 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている者については、①×1/2 の額を支給する。

### ※ 適用除外される職員

- 県公舎に居住している職員
- 国、他の地方公共団体、その他別に定める法人から貸与された職員宿舎に居住している職員
- 父母又は配偶者（婚姻関係と同様の事情にある者を含む）の父母が居住している住宅の一部を借り受けて居住している職員。
- 海外事務所勤務手当の支給を受ける職員

### ※家賃に含まれないもの

- 権利金、敷金、礼金、保証金、その他これに類するもの。
- 電気、ガス、水道等の料金
- マンション・アパート・団地等の共同利用施設にかかる負担金（共益費）
- 店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものにかかる借料

### ※家賃に相当する額の算定の基準

- 居住に関する支払額の電気、ガス、水道等の料金が含まれている場合、その支払額の 100 分の 90 に相当する額
- 居住に関する支払額に食費等が含まれている場合、その支払額の 100 分の 40 に相当する額

## 5 通勤手当

通勤のために交通機関を利用し運賃を支払っている職員又は交通用具等を使用している職員で、通勤距離が 2 km 以上の者に対して支給される。

なお、地方公務員災害補償法施行規則別表第 3 に掲げる障害に属するもの及びこれと同程度の障害のため歩行することが著しく困難であるため、交通機関等を利用し、又は

交通用具を使用しなければ通勤することが困難であると任命権者が認める者で通勤距離が片道2km未満の職員に対しても支給される。

## (1) 支給期間の単位

### ア 定期券の場合

- ・発行されている定期券の運用期間のうち、6ヵ月以内の最長の期間
- ・新幹線等で、乗車券と特急料金が一体の定期券については、当該定期の運用期間

### イ 回数乗車券、高速自動車国道、交通用具の場合 1ヶ月

### ウ 支給単位期間中に退職、離職、長期の旅行等により運賃等に変更がある場合等が支給単位期間の最初の月の初日において明らかな場合には、これに限らない。

### エ 支給単位期間の始期については次のとおり

#### ① 新たに支給される職員または改定のある職員

通勤手当の支給が開始される月または手当の額が改定される月

手当対象は、届出月の翌月から対象（ただし、その日が月の初日の場合にはその日の属する月。4月人事異動者にあつては、着任期間中の届出であれば、発令日での要件具備とし、当該月から対象）。

#### ② 復職する職員

休職、組合専従等により2以上の月を通勤しないこととなった後の復職日の属する翌月（その日が月の初日の場合にはその月）

#### ③ 出張、休暇、欠勤等により月の全日数を通勤しない職員

その後再び通勤することとなった日の属する月

## (2) 交通機関利用者への支給

### ア バス利用者の支給額

- ・1ヶ月のバス定期券の価格相当額
- ・プリペイドカード制導入バスの運賃等の額は、以下のとおり  
(プリペイドカードの価額(価額の最高額面))  
 $\div$  (プリペイドカードによる運賃の支払いができる金額)  
 $\times$  1回当たりの現金支払額 $\times$  2回 $\times$  21回
- ・地域連携ICカード制導入バスの運賃等の額は、以下のとおり  
通勤21回分の運賃等の額  
－ (1箇月当たりの)ポイント還元相当額(現行のICカードポイントは3%)

### イ 在来線(JR在来線・IGR・三陸りあす鉄道)の利用者

- ・支給額は、6ヶ月以内の最長期間にかかる定期券の価格相当額

### ウ 新幹線利用者

#### ① 支給額は、3ヶ月定期券の価格相当額

#### ② 利用基準

- ・通勤距離60km以上もしくは通勤時間がおおむね90分以上であること。

- ・新幹線鉄道等の利用により、通勤時間が短縮されること。
- ・新幹線鉄道等の利用に係る運賃を職員が負担していること。

※ 表：通勤距離 60km 以上もしくは通勤時間がおおむね 90 分以上の基準相当として利用が認められている区間

| 利用形態                      |                        | 利用駅                                    |
|---------------------------|------------------------|--|
| 往路利用において一関方面から盛岡方面への通勤の場合 | 新幹線駅間の利用               | 一ノ関駅⇒北上駅                               |
|                           |                        | 一ノ関駅⇒新花巻駅                              |
|                           |                        | 水沢江刺駅⇒盛岡駅                              |
|                           |                        | 北上駅⇒盛岡駅                                |
|                           | 在来線乗換えによる新幹線利用(北上駅乗換え) | 六原駅・金ヶ崎駅⇒北上駅⇒盛岡駅<br>山ノ目駅～陸中折居駅⇒北上駅⇒盛岡駅 |
| 往路利用において盛岡方面から一関方面への通勤の場合 | 新幹線駅間の利用               | 盛岡駅⇒新花巻駅                               |
|                           |                        | 盛岡駅⇒北上駅                                |
|                           |                        | 盛岡駅⇒水沢江刺駅                              |
|                           |                        | 新花巻駅⇒一ノ関駅                              |
|                           |                        | 北上駅⇒一ノ関駅                               |
|                           | 在来線乗換えによる新幹線利用(盛岡駅乗換え) | 岩手飯岡駅⇒盛岡駅⇒一ノ関駅                         |
| 在来線乗換えによる新幹線利用(北上駅乗換え)    | 盛岡駅⇒北上駅⇒水沢駅            |  |
| 帰路利用において盛岡方面から一関方面への通勤の場合 | 新幹線駅間の利用               | 盛岡駅⇒北上駅                                |

エ 在来線・新幹線乗継の場合の支給

- ・在来線定期券価格の1箇月分の相当額+新幹線定期券価格の1箇月分の相当額  
-新幹線利用区間における在来線定期券1月の額

オ 往路または帰路のみ新幹線利用の場合

① 盛岡駅以南

在来線運賃相当額+ (新幹線自由席特急料金×21回  
- (1箇月当たりの)ポイント還元相当額))

② 盛岡駅以北

I G R 路線を利用する区間の回数券の1回当たりの額  
+ (新幹線特定特急区間に係る普通運賃と特定特急料金の合計額×21回  
- (1箇月当たりの)ポイント還元相当額))

- ③ 盛岡駅以南と盛岡駅以北の区間を通じて新幹線を利用する場合は、上記により算出された額を合算した額

※ 1箇月当たりの) ポイント還元相当額

新幹線特急券につき、新幹線停車駅でSuica利用が可能となったことに伴う措置 (Suicaで新幹線特急券を購入した場合、運賃に充当できるポイントがモバイルSuicaは2%、カードタイプSuicaは0.5%貯まること)。

(3) 交通用具使用者への支給

ア 自動車、自動車以外の原動機付の交通用具 (オートバイ等)、自転車利用者の支給額

| 片道の距離<br>(km以上km未満) | 支給額     |                             |        |
|---------------------|---------|-----------------------------|--------|
|                     | 自動車     | 自動車以外の原動機付の交通用具<br>(オートバイ等) | 自転車    |
| 2～4                 | 2,100円  | 2,100円                      | 2,100円 |
| 4～6                 | 3,400円  | 2,200円                      |        |
| 6～8                 | 4,600円  | 2,300円                      |        |
| 8～10                | 5,700円  | 2,900円                      |        |
| 10～12               | 6,900円  | 3,500円                      |        |
| 12～14               | 8,100円  | 4,100円                      |        |
| 14～16               | 9,300円  | 4,700円                      |        |
| 16～18               | 10,600円 | 5,300円                      |        |
| 18～20               | 11,800円 | 5,900円                      |        |
| 20～22               | 13,000円 | 6,500円                      |        |
| 22～24               | 14,300円 | 7,200円                      |        |
| 24～26               | 15,500円 | 7,800円                      |        |
| 26～28               | 16,700円 | 8,400円                      |        |
| 28～30               | 18,000円 | 9,000円                      |        |
| 30～32               | 19,300円 | 9,700円                      |        |
| 32～34               | 20,400円 | 10,200円                     |        |
| 34～36               | 21,700円 | 10,900円                     |        |
| 36～38               | 23,000円 | 11,500円                     |        |
| 38～40               | 24,100円 | 12,100円                     |        |
| 40～45               | 26,700円 | 13,400円                     |        |
| 45～50               | 29,700円 | 14,900円                     |        |
| 50～55               | 32,800円 | 16,400円                     |        |
| 55～60               | 35,900円 | 18,000円                     |        |
| 60～65               | 38,900円 | 19,500円                     |        |
| 65～70               | 42,100円 | 21,100円                     |        |
| 70～75               | 46,200円 | 23,100円                     |        |

|        |          |          |
|--------|----------|----------|
| 75～80  | 49,400 円 | 24,700 円 |
| 80～85  | 52,600 円 | 26,300 円 |
| 85～90  | 56,600 円 | 28,300 円 |
| 90～95  | 60,000 円 | 30,000 円 |
| 95～100 | 63,300 円 | 31,700 円 |
| 100～   | 66,400 円 | 33,200 円 |

イ 複数の交通用具を利用する場合

- ① 交通用具の種類ごとに手当額を計算し合算する。
- ② 現に利用する全ての交通用具の通勤距離を合算し、それらの交通用具のうち最も支給額が高いもののみ利用した場合の手当額を求める。

| 利用する交通用具の区分    | ②で求める手当額               |
|----------------|------------------------|
| 自動車・オートバイ等・自転車 | 自動車のみを利用し通勤した場合の手当額    |
| オートバイ等 と 自転車   | オートバイ等のみを利用し通勤した場合の手当額 |

- ③ ①と②を比較し、低廉な額を支給額とする

【参考】 計算例

例①：片道の通勤距離が、自動車 4 km、自転車 2 km（通勤距離 6 km）の場合

i) 自動車（4 km の区分）：3,400 円 + 自転車：2,100 円 = 5,500 円

ii) 自動車（6 km の区分）：4,600 円

iii) 5,500 円(i) > 4,600 円(ii) → **支給額 4,600 円**

例②：片道の通勤距離が、自動車 6 km、自転車 5 km（通勤距離 11km）の場合

i) 自動車（6 km の区分）：4,600 円 + 自転車：2,100 円 = 6,700 円

ii) 自動車（11km の区分）：6,900 円

iii) 6,700 円(i) < 6,900 円(ii) → **支給額 6,700 円**

(4) 高速自動車道利用者への支給

ア 利用基準

- ・通勤距離 60 km 以上もしくは通勤がおおむね 90 分以上であること。
- ・高速自動車道の利用により通勤時間が短縮されること。
- ・高速自動車道の利用に係る料金を職員が負担していること。

イ 支給額

- ・往復利用の場合

片道高速料金の 1 回あたりの額（ETCカード通勤割引後の額）× 2 × 21 回

- ・往路または帰路のみ利用の場合

片道高速料金の 1 回あたりの額（ETCカード通勤割引後の額）× 21 回

## (5) 駐車場手当

- ・2026年4月から1か月当たり5,000円を上限とする手当を新設
- ・複数駐車場の利用（ex 最寄り駅周辺+勤務地周辺）の場合も該当。ただし各駐車場料金の合算額に対して5,000円を上限とする
- ・コインパーキング等1回払いの有料駐車場を利用している場合は、勤務1回あたりの利用料金×21日分を利用料金とみなし、5,000円を上限として支給
- ・職員駐車場利用料についても、駐車場手当の支給対象とする

## (6) 複数の交通手段を併用する場合の支給

- ・交通機関と交通用具を併用しており、1ヶ月あたりの運賃等相当額、交通用具の使用距離に応じた額、駐車場利用料金等の合計額が150,000円を超える場合は、150,000円が1か月あたりの通勤手当の支給上限となる

# 6 単身赴任手当

## (1) 支給要件

- ① 公署を異にする異動又は公署の移転に伴い住居を移転し、やむを得ない事情（注1）により同居していた配偶者と別居することとなった職員で
- ② 通勤困難である（注2）者のうち
- ③ 単身で生活することを常況とする職員

（注1）やむを得ない事情とは

- ア 配偶者が父母または同居の親族を介護すること
- イ 配偶者が学校等に在学している同居の子を養育すること
- ウ 配偶者が引き続き就業すること
- エ 配偶者が自宅管理のため自宅に居住すること 等

（注2）通勤困難と距離の算定方法

### 1 通勤困難

- ア 異動等の直前の住居から異動等の直後の公署までの距離が60km以上
- イ 60km未満で、通勤方法、時間、交通機関の状況等から通勤困難である場合 ※30km以上かつ通勤時間90分以上（1997. 4. 1～）

### 2 算定方法

最も経済的、合理的と認められる通常の経路及び方法により算定した距離で、徒歩、鉄道、船舶、バスによる距離（自動車などを除く）

## (2) 支給額

- ア 基礎額 30,000円（支給要件に該当する全員）
- イ 加算額 70,000円以内で、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が80km以上の者

| 距 離                     | 金 額      |
|-------------------------|----------|
| 80km 以上 ～ 100km 未満      | 6,000 円  |
| 100km 以上 ～ 150km 未満     | 8,000 円  |
| 150km 以上 ～ 200km 未満     | 10,000 円 |
| 200km 以上 ～ 250km 未満     | 12,000 円 |
| 250km 以上 ～ 300km 未満     | 14,000 円 |
| 300km 以上 ～ 500km 未満     | 16,000 円 |
| 500km 以上 ～ 700km 未満     | 24,000 円 |
| 700km 以上 ～ 900km 未満     | 32,000 円 |
| 900km 以上 ～ 1,100km 未満   | 40,000 円 |
| 1,100km 以上 ～ 1,300km 未満 | 46,000 円 |
| 1,300km 以上 ～ 1,500km 未満 | 52,000 円 |
| 1,500km 以上 ～ 2,000km 未満 | 58,000 円 |
| 2,000km 以上 ～ 2,500km 未満 | 64,000 円 |
| 2,500km 以上              | 70,000 円 |

## 7 特地勤務手当

生活の著しく不便な地に所在する次の公署に勤務する職員に、特地勤務手当基礎額（※）に次の支給割合を乗じて得た額を支給する。（再任用職員は 2025 年度から支給）

| 公 署                      | 所在地       | 級 地 |     | 支給割合  |
|--------------------------|-----------|-----|-----|-------|
|                          |           | 夏季  | 冬季  |       |
| 農業研究センター畜産研究所<br>種山畜産研究室 | 気仙郡住田町世田米 | 一級地 | 一級地 | 3/100 |
| 農業研究センター畜産研究所<br>外山畜産研究室 | 盛岡市藪川     | 一級地 | 一級地 | 3/100 |

※特地勤務手当基礎額は

- ①特地公署に勤務することとなった日等に受けていた給料+扶養手当の月額合計の 2 分の 1
- ②現に受ける給料+扶養手当の月額合計の 2 分の 1
- ①②の合算した額。

## 8 特地勤務手当に準ずる手当

特地公署または準特地公署（※）に勤務し、①公署を異にする異動または公署の移転に伴って、②住居を移転した職員に対し、③異動の日から 3 年（人事委員会の定める条件に該当する者は 6 年）、④異動等の日に受けていた給料の月額+扶養手当の月額合計額に期間等の区分に応じた次の支給割合を乗じた額を支給する。（再任用職員は 2025 年度から支給）

| 期 間 等 の 区 分                  |       |            | 支給割合    |
|------------------------------|-------|------------|---------|
| 異動等の日から起算して<br>4年に達するまで      | 特地公署  | 6級地から3級地まで | 4/100   |
|                              |       | 2級地又は1級地   | 3.5/100 |
|                              | 準特地公署 |            | 3/100   |
| 異動等の日から起算して4年に達した後から5年に達するまで |       |            | 3/100   |
| 異動等の日から起算して5年に達した後           |       |            | 1/100   |

☆準特地公署

| 公 署  | 所在地       | 準特地 |    |
|--|-----------|-----|----|
|  |           | 夏季  | 冬季 |
| 県南局) 北上農村整備センター(豊沢ダム管理所)                       | 花巻市北豊沢山   | ×   | 該当 |
| 内水面水産技術センター                                    | 八幡平市松尾寄木  | 該当  | 該当 |
| 中部農業改良普及センター西和賀普及サブセンター<br>県南局) 北上土木センター西和賀出張所 | 和賀郡西和賀町川尻 | ×   | 該当 |

## 9 一般職の職員の特殊勤務手当

| 手当の名称 | 支給範囲  | 支給額   |
|-------|---|---|
| 徴税手当  | <p>総務部税務課、県税センター、広域振興局県税部又は経営企画部県税室、若しくは東京事務所に勤務し、県税の賦課及び徴収等に関する事務に従事する職員に対して支給する。</p> <p>(1) 県税センター、広域振興局県税部又は経営企画部県税室に勤務し、県税の賦課及び徴収に関する事務に従事する職員</p> <p>ア 首席特別税務調査員である職員</p> <p>イ 課長、専門幹、専門幹特別税務調査員、主任主査、上席特別税務調査員、主任主査行政専門員、主査、主査行政専門員、主任又は主任行政専門員</p> <p>ウ ア及びイに掲げる職員以外の行政職給料表の職務の級(以下「職務の級」という。)2級以上である職員</p> <p>エ 職務の級1級である職員のうち職務の級の号級が25号以上</p> <p>オ 職務の級1級である職員のうちエ以外のもの</p> <p>(2) 総務部税務課又は東京事務所に勤務し、県税の調査、徴収、滞納処分、審査請求の処理及び納税相談への対応に従事する職員</p> | <p>給料月給の100分の10に相当する額の範囲内。</p> <p>但し、次の額を限度とする。</p> <p>(1)</p> <p>ア 16,500円</p> <p>イ 20,000円</p> <p>ウ 18,500円</p> <p>エ 15,800円</p> <p>オ 12,700円</p> <p>(2)<br/>勤務1日870円</p> |

|                     |   |   |
|---------------------|---|---|
| <p>防疫等作業<br/>手当</p> | <p>職員が、感染症等が発生し、若しくは発生する恐れがある場合又は犬による危害の恐れがある場合において、次の作業又は業務に従事した場合。</p> <p>ア 感染症患者等の救護</p> <p>イ 感染症等の病原体に汚染された物件等の処理作業</p> <p>ウ 感染症等の病原体を有する家畜等の防疫作業</p> <p>エ 狂犬病予防法に基づく犬の捕獲等(380円)</p> <p>オ 在宅結核患者の家庭訪問指導(290円)</p> <p>カ 動物の愛護及び管理に関する条例に基づく犬の捕獲等</p> <p>【高病原性鳥インフルエンザ等特例】</p> <p>高病原性鳥インフルエンザ等のまん延を防止するための措置に係る作業に従事した場合</p> <p>キ 患畜及び疑似患畜のと殺、焼却、埋却等の作業</p> <p>ク 畜舎の消毒作業</p> <p>ケ 消毒ポイントにおける消毒作業</p> <p>コ 現地拠点施設又は支援員集合施設における運営業務(連絡調整、物資管理、作業内容説明、車両誘導等)、健康観察業務、防護衣着指導業務等</p> | <p>作業又は勤務<br/>1日につき</p> <p>ア 290円</p> <p>イ 380円</p> <p>ウ 380円</p> <p>エ 380円</p> <p>※牛又は豚のと殺作業は<br/>760円</p> <p>オ 290円</p> <p>カ 380円</p> <p>キ・ク<br/>1日 4,000円<br/>(夜間5,000円)<br/>※4時間未満<br/>の場合1/2</p> <p>ケ・コ<br/>1日 2,000円<br/>(夜間2,500円)<br/>※4時間未満<br/>の場合1/2</p> |
| <p>と畜検査手<br/>当</p>  | <p>保健所又は食肉衛生検査所に勤務すると畜検査員が検査の作業に従事した場合</p> <p>(1)食肉衛生検査所の所長・副所長であると畜検査員</p> <p>(2)(1)の職員以外のと畜検査員</p> <p>※保健所に勤務すると畜検査員で、検査の作業に従事した日数が勤務に数の3分の2に満たない時は、作業に従事した日数に応じ日割で算出した額。</p>   | <p>勤務1月につき給料月給の</p> <p>(1)100分の2</p> <p>(2)100分の8</p>   |
| <p>放射線取扱<br/>手当</p> | <p>保健所、生物工学研究所に勤務する職員が、次の作業に従事したとき。</p> <p>(1)X線その他の放射線を人体に対して照射する作業</p> <p>(2)(1)の作業の補助作業</p> <p>(3)放射性同位元素等の規制に関する法律第21条第1項の放射線障害予防規程に定められた管理区域内において放射線障害の防止のために行う作業</p>  | <p>(1)作業1日につき1,900円</p> <p>(2)(3)<br/>作業1日につき230円</p> <p>※1日について4時間に満たない場合<br/>60/100</p>   |

|                    |   |  |
|--------------------|---|--|
| <p>環境衛生検査等業務手当</p> | <p>広域振興局保健福祉環境部若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、次の業務に従事したとき。</p> <p>(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づいて行う事業若しくは産業廃棄物若しくは産業廃棄物であることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者若しくは有害使用済機器の保管若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場又は一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の立入検査（帳簿書類検査除く。）の業務</p> <p>(2) 浄化槽法第 53 条第 2 項の規定に基づいて行う浄化槽の立入検査の業務</p> <p>(3) 流域下水道の排水施設の巡回検査またはポンプ施設及び終末処理施設の維持管理作業の監督の業務</p>   | <p>勤務 1 日につき 230 円</p>   |
| <p>社会福祉業務手当</p>    | <p>(1) 広域振興局保健福祉環境部に勤務し、生活保護法の規定に基づき専らその業務に従事する職員及び当該職員を指導監督する業務に専ら従事する職員</p> <p>(2) 福祉総合相談センターに勤務し、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に関する業務に専ら従事する職員</p> <p>(3) 福祉総合相談センター、児童相談所、杜陵学園に勤務し、児童福祉法又は売春防止法の規定に基づき援護、育成又は更生の措置を要する者、困難な問題を抱える女性等に面接して行う相談、指導、判定又は援助の業務に専ら従事する職員</p> <p>(4) 広域振興局保健福祉環境部及び福祉総合相談センターに勤務し、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づき要保護者、援護、育成又は更生の措置を要する者等に面接して行う指導、相談または調査の業務に従事する職員（(1)の職員を除く。）</p> | <p>(1)・(2)<br/>勤務 1 月につき 12,800 円</p> <p>(3)<br/>福祉総合相談センター・児相は勤務 1 月につき 20,000 円<br/>杜陵学園は勤務 1 月につき 12,800 円</p> <p>(4)<br/>勤務 1 日につき 610 円</p> |

|                    |  |                        |
|--------------------|--|------------------------|
| <p>社会福祉施設等勤務手当</p> | <p>杜陵学園に勤務する職員が、入所者又は児童等に対する運動会又は修学旅行における介助又は指導を補助する業務、授業における指導を補助する業務又は付添い、災害時の避難（訓練を含む。）における付添い、病院への通院における付添い、入学式、卒業式等の施設全体の行事（運動会及び修学旅行を除く。）における付添いに従事したときに支給する。</p>  | <p>勤務 1 日につき 270 円</p> |
| <p>精神保健福祉業務手当</p>  | <p>保健福祉部障がい保健福祉課、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 27 条第 1 項の規定による調査又は同条第 3 項の規定による精神保健指定医が診察する場合の立会い。</p> <p>(2) 法第 29 条 2 の 2 第 1 項又は第 34 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく精神障害者の移送業務。</p> <p>(3) 法第 47 条第 1 項の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び援助又はこれらに準ずる業務で精神障害者に接するもの。</p>                                       | <p>勤務 1 日につき 610 円</p> |
| <p>有害物取扱手当</p>     | <p>保健所、病虫害防除所、家畜保健衛生所、環境保健研究センター、生物工学研究所、農業研究センター、林業技術センター、水産技術センター、内水面水産技術センター、県民生活センター、産業技術短期大学校、高等技術専門校、職業能力開発センター、農業大学校、農業改良普及センターに勤務する職員が、労働安全衛生法施行令第 22 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(労働安全衛生法施行令第 22 条第 1 項 (抄))</p> <p>第 3 号：特定化学物質を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務</p> <p>第 4 号：鉛業務（製造、加工など）</p> <p>第 5 号：四アルキル鉛等業務（製造、加工など）</p> | <p>勤務 1 日につき 290 円</p> |

|           |  |  |
|-----------|--|--|
| 衛生検査業務手当  | <p>(1) 環境保健研究センターに勤務する職員が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>ア 病理試験又は細菌検査の業務(専ら従事した場合に限る。)</p> <p>イ 病理試験又は細菌検査の業務(専ら従事した場合を除く。)</p> <p>ウ 化学的試験又は検査の業務</p> <p>(2) 北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、化学的試験又は検査の業務に従事したときに支給する。</p>  | <p>(1) ア 勤務 1 月につき給料月額額の 100 分の 8</p> <p>(1) イ 勤務 1 日につき 1,490 円</p> <p>(1) ウ 勤務 1 日につき 730 円</p> <p>(2) 勤務 1 日につき 230 円</p> |
| 公害防止等業務手当 | <p>環境生活部環境保全課若しくは資源循環推進課、広域振興局保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が公害防止等県民の生活環境保全のため、次に掲げる立入検査等の業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 大気汚染防止法第 26 条第 1 項の規定に基づいて行うばい煙発生施設、ばい煙処理施設、特定施設、揮発性有機化学物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定工事に係わる建築物その他の物件(関係帳簿書類を除く)の立入検査。</p> <p>(2) 水質汚濁防止法第 22 条第 1 項の規定に基づき行う特定施設その他の物件(関係帳簿書類を除く)の立入検査。</p> <p>(3) 土壌汚染対策法第 54 条第 1 項の規定に基づいて行う土壌汚染状況調査に係る土地または要措置区域等内の立入検査(関係帳簿書類または土地の形質の変更の実施状況に係る検査を除く。)</p> <p>(4) 騒音規制法第 3 条第 1 項に規定する規制地域の指定又は同法第 4 条に規定する規制基準の設定のため行う騒音の測定。</p> <p>(5) 悪臭防止法第 3 条に規定する規制地域の指定又は同法第 4 条に規定する規制基準の設定のため行う悪臭の測定。</p> <p>(6) ダイオキシン類対策特別措置法第 34 条第 1 項の規定に基づいて行う特定施設その他の物件(関係帳簿書類を除く)の立ち入り検査</p> <p>(7) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第 30 条第 2 項の規定に基づいて行う特定特殊自動車その他の物件(関係帳簿書類を除く)の立入検査</p> <p>(8) 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保</p> | 勤務 1 日につき 230 円  |

|           |   |  |
|-----------|---|--|
|           | 全に関する条例第 33 条第 1 項に規定する騒音規制地域の指定若しくは同条例第 34 条第 1 項に規定する騒音規制基準の設定のため行う騒音の測定、同条例第 47 条第 1 項に規定する悪臭規制地域の指定若しくは同条例第 48 条第 1 項に規定する悪臭規制基準の設定のため行う悪臭の測定又は同条例第 92 条第 1 項の規定に基づいて行うばい煙排出者、排出水を排出する者、粉じん発生施設、騒音発生施設若しくは工場等を設置している者若しくは健康有害物質取扱者の工場若しくは事業場、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所若しくは小規模の廃棄物焼却炉が設置されている場所に係る施設その他の物件（関係帳簿書類を除く。）の立入検査。 |  |
| 看護師養成指導手当 | 高等看護学院に勤務し、専ら看護師の養成指導に従事する看護師に対して支給する。  | 勤務 1 月につき 給料月額<br>の 100 分の 7                         |
| 危険鳥獣捕獲等手当 | 危険鳥獣(鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 2 条第 6 項に規定する危険鳥獣をいう。以下同じ。)の捕獲等をするための作業に従事したときに支給する。<br>ア 危険鳥獣の捕獲、殺傷等の作業<br>イ 危険鳥獣を捕獲するためのはこわなの設置作業<br>ウ 危険鳥獣が出現している現場における関係機関との連絡調整、住民の避難誘導等の作業  | 1 回あたり以下の額を支給<br><br>ア 5,000 円<br>イ 380 円<br>ウ 380 円 |
| 爆発物取締業務手当 | 復興防災部消防安全課、商工労働観光部商工企画室若しくは広域振興局経営企画部若しくは総務部に勤務する職員が、次に掲げる検査等の作業に従事したときに支給する。<br>(1)火薬取締法に基づいて行う火薬類の製造施設若しくは火薬庫の保安検査若しくは定期自主点検の立会い又は火薬類の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所若しくは保管場所の立入検査(帳簿書類検査除く。)<br>(2)高圧ガス保安法に基づいて行う高圧ガスの製造施設の保安検査若しくは立入検査または高圧ガス容器検査<br>(3)計量法に基づいて行う液化石油ガスメーターの検定又は検査   | 勤務 1 日につき 250 円<br>※1 日について 4 時間に満たない場合<br>60/100    |

|                     |  |  |
|---------------------|--|--|
| <p>犯則取締等<br/>手当</p> | <p>総務部税務課、県税センター、広域振興局県税部又は経営企画部県税室、漁業取締事務所又は東京事務所に勤務する職員（県税センター、広域振興局経営企画部又は県税部に勤務する職員であって、徴税手当が支給されない職員に限る）が、次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1) 地方税法の規定に基づく犯則事件の調査、検査又は犯則の取締りの業務で国税犯則取締法に基づいて行う業務（内偵調査における尾行、張込み又は資金若しくは物の移動の探索の業務、強制調査の業務、裏付調査における資金の移動の追跡又は隠匿財産の調査の業務）</p> <p>(2) 漁業関係法規違反の疑いのある船舶について海上で行う漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙の業務又はこれらの船舶の追跡の業務</p> <p>(3) 漁業関係法規違反の取締りの業務で陸上で行うもののうち、事業場等における漁具等の検査、証拠物件の押収若しくは被疑者の検挙、追跡、張込みの業務</p> <p>※同一の日に(2)及び(3)の業務に従事した場合は、(3)の業務に係る手当は支給しない。</p> | <p>(1) 勤務 1 日につき 550 円</p> <p>(2) 勤務 1 日につき 500 円</p> <p>(3) 勤務 1 日につき 400 円</p> |
| <p>消防訓練指導手当</p>     | <p>消防学校に勤務する職員が、救助訓練、火災防ぎょ訓練等で消防学校の教育訓練の基準別表第 1 から別表第 6 までに掲げる各教科目における訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防ぎょ訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の各教育訓練の指導に従事したときに支給する。</p>  | <p>勤務 1 日につき 720 円</p>   |
| <p>職業訓練指導手当</p>     | <p>産業技術短期大学校、高等技術専門校又は職業能力開発センターに勤務し、職業訓練に関する事務に従事する職業訓練指導員に対して支給する。</p>   | <p>勤務 1 月につき給料月額 の 100 分の 7<br/>※特別調整額を支給される職員は給料月額 の 100 分の 2</p>               |

|                   |   |  |
|-------------------|---|--|
| <p>農業研修業務手当</p>   | <p>農業大学校に勤務し、研修の業務に従事する職員（講義、実習等研修生の指導業務に従事する職員をいう。）に対して支給する。</p>   | <p>(1)主として研修業務に従事する職員（指導業務に専ら従事する職員のうち、教育部に所属する職員）給料月額100分の7<br/> (2)(1)以外の職員（指導業務に専ら従事する職員以外の職員）給料月額100分の2</p>              |
| <p>種雄牛馬等取扱手当</p>  | <p>家畜保健衛生所、農業研究センター、農業大学校に勤務する職員が、種雄の牛、馬又は豚（以下「種雄牛馬等」という。）の自然交配若しくは精液の採取のため又はこれらの作業の準備（例えばワクチン接種や衛生検査等の作業が含まれる。）のために種雄牛馬等を御する作業に従事したときに支給する。</p>            | <p>作業1日230円<br/> ※1日について4時間に満たない場合60/100</p>   |
| <p>家畜保健衛生業務手当</p> | <p>広域振興局農政部若しくは農林部、家畜保健衛生所又は農業研究センターに勤務し、家畜保健衛生業務に従事する職員（獣医師の免許状を有し、かつ、研究職給料表又は医療職給料表(2)の適用を受ける者（農業研究センターに勤務する職員にあっては、畜産研究所種山畜産研究室に勤務する者に限る。））に対して支給する。</p> | <p>◎家畜保健衛生所又は種山畜産研究室（研究職給料表のものを除く）勤務1月につき17,600円<br/> ◎広域振興局農政部若しくは農林部に勤務する職員又は種山畜産研究室に勤務する職員で研究職給料表の適用を受けるもの勤務1日につき830円</p> |

|                     |   |  |
|---------------------|---|--|
| <p>用地交渉等<br/>手当</p> | <p>農林水産部農村建設課、県土整備部県土整備企画室若しくは港湾空港課、広域振興局農政部、農林部、水産部若しくは土木部、北上川上流流域下水道事務所、花巻空港事務所に勤務する職員が、土地の取得等（土地、土地収用法第5条に掲げる権利、土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件又は土地に属する土石砂れきの収用又は使用）に係る交渉又はその事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉（国、地方公共団体その他人事委員会が定める者との交渉を除く。）の業務に従事したときに支給する。<br/>※「交渉」とは、土地の取得等または損失の補償について、その権利者、被補償者等と面接して行うものをいう。</p>   | <p>勤務1日につき650円<br/>※正規の時間外の場合<br/>100分の50の割り増し加算</p>   |
| <p>高所作業手<br/>当</p>  | <p>総務部管財課、農林水産部森林保全課、県土整備部建築住宅課、広域振興局保健福祉環境部、農政部、林務部、農林部若しくは土木部、北上川上流流域下水道事務所、環境保健研究センター、花巻空港事務所に勤務する職員が、地上又は水面上10m以上の足場の不安定な箇所（建築物または構築物上の墜落の危険が特に著しい箇所、山、谷又は崖等の40度以上の斜面上で命綱等の使用が必要とされる墜落の危険が特に著しい箇所）で測量、調査若しくは工事の監督の作業又は保守点検の作業で人事委員会の定めるものに従事したときに支給する。<br/>※「人事委員会が定めるもの」とは次の作業<br/>(1)広域振興局保健福祉環境部又は環境保健研究センターに勤務する職員が行う大気汚染の監視に係る風向風速計の保守点検の作業<br/>(2)広域振興局土木部に勤務する職員が行うダム本体、主ゲート、予備ゲート、クレストゲート、選択取水設備又は警報局の保守点検の作業<br/>(3)県南広域振興局農政部に勤務する職員が行うテンダーゲート、取水ゲート又は警報施設の保守点検の作業<br/>(4)花巻空港事務所に勤務する職員が行う照明施設の保守点検の作業（断芯したエプロン照明灯の交換に係る保守点検の作業に限る。）</p> | <p>◎営業工事の監督又は(2)～(4)<br/>1日につき200円<br/>(30m以上の高所は300円)<br/>◎上記以外の作業<br/>作業1日につき220円<br/>(20m以上の高所は320円)<br/>※1日について4時間に満たない場合<br/>60/100</p> |
| <p>坑内作業手<br/>当</p>  | <p>広域振興局農政部、農林部、水産部若しくは土木部又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、トンネルの坑内でトンネルの掘削作業に従事したときに支給する。</p>  | <p>作業1日につき450円<br/>※圧搾空気内での作業の場合<br/>1時間につき210円<br/>※1日について4時間に満たない場合<br/>60/100</p>   |

| 深所作業手当    | <p>広域振興局農政部、農林部、水産部若しくは土木部又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事において、水面下4m以上の深所（堤防その他の構築物で囲まれ、浸水の危険性が現実に予想されない個所は含まない。）で行う作業に従事したときに支給する。</p>   | <p>作業1日につき220円<br/> ※1日について4時間に満たない場合<br/> 60/100</p>   |     |      |      |         |      |      |           |      |      |       |      |      |
|-----------|---|---|-----|------|------|---------|------|------|-----------|------|------|-------|------|------|
| 災害応急作業等手当 | <p>農林水産部、県土整備部、広域振興局農政部、林務部、農林部、水産部若しくは土木部又は北上川上流流域下水道事務所に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>ア 異常な自然現象（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する自然現象）により重大な災害（大規模な土砂崩壊、決壊、冠水、雪崩、落石、盛土法面崩壊その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害）が発生し、若しくは発生するおそれがある次に掲げる現場において行う巡回監視又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業（災害を防止し、又は災害による被害を軽減するため応急的に行う仮道、仮橋、仮締切土、決壊防止工等の工事の施行又はその監督）のための災害状況の調査</p> <p>(ア) 河川の堤防等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 河川の堤防、せき、護岸及び水門</li> <li>② 橋梁、漁港、海岸保全施設、砂防施設、治山施設、建設中のダム関係施設及び下水道施設</li> <li>③ 農業用の水路、橋梁、ため池、水路の護岸、頭首工及び樋門</li> <li>④ 林業用の道路及び橋梁</li> </ol> <p>(イ) 道路法第46条第1項(第2号を除く。)の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路又はその周辺</p> <p>※通行が禁止されている区間</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 知事が定める異常気象時通行規制区間に係る道路通行規制基準に規定する降雨量等があった場合 当該異常気象時通行規制区間</li> <li>② 災害が発生し、又は発生するおそれがあるため道路の通行に危険が急迫している場合 ①の区間以外の区間</li> </ol> <p>(ウ) 港湾施設又は鉄道施設等</p> |   |     |      |      |         |      |      |           |      |      |       |      |      |
|           |   | <p>ア【支給額】</p> <table border="1" data-bbox="651 1738 1353 1904"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>巡回監視</th> <th>応急作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政職4級以上</td> <td>600円</td> <td>910円</td> </tr> <tr> <td>行政職3級及び2級</td> <td>480円</td> <td>730円</td> </tr> <tr> <td>行政職1級</td> <td>350円</td> <td>530円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※夜間の場合 100分の50の割り増し加算<br/> ※1日について4時間に満たない場合 60/100</p> | 区 分 | 巡回監視 | 応急作業 | 行政職4級以上 | 600円 | 910円 | 行政職3級及び2級 | 480円 | 730円 | 行政職1級 | 350円 | 530円 |
| 区 分       | 巡回監視  | 応急作業  |     |      |      |         |      |      |           |      |      |       |      |      |
| 行政職4級以上   | 600円  | 910円  |     |      |      |         |      |      |           |      |      |       |      |      |
| 行政職3級及び2級 | 480円  | 730円  |     |      |      |         |      |      |           |      |      |       |      |      |
| 行政職1級     | 350円  | 530円  |     |      |      |         |      |      |           |      |      |       |      |      |

|             |  |   |
|-------------|--|---|
|             | イ 噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法第 60 条第 1 項の規定に基づき居住者等が避難のため立退きを勧告され、若しくは指示された地域又は同法第 63 条第 1 項の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業                    | イ<br>1 日 910 円  |
| 道路上作業<br>手当 | 広域振興局土木部に勤務する職員が、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業及び次の s 業に従事したときに支給する。<br>(1) 舗装の打換、カバーリング、パッチング、凍結防止薬剤散布、路面の整備又は路面の清掃作業<br>(2) 橋、トンネル、歩道、歩道橋、排水溝、共同溝、防護柵、分離帯、区画線又は道路標識の新設、改築、維持又は修繕作業      | 作業 1 日につき 300 円<br>※ 1 日について 4 時間に満たない場合 60/100   |
| 漁ろう手当       | 船員が船舶による漁ろう作業に従事したときに支給する。   |   |
|             |  | 【支給額】 漁獲水揚総収入額から販売手数料を差し引いた額に 100 分の 10 を下らず 100 分の 20 を超えない範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た額を支給総額とし、船員ごとの支給額は船員の職務の責任の度合その他の事情を考慮して任命権者が定める。       |
| 用船手当        | 船員が用船された船舶に乗船して航海したときに支給する。  |   |
|             |  | 【支給額】 用船料の額に 100 分の 10 を下らず 100 分の 20 を超えない範囲内で任命権者が定める割合を乗じて得た額を支給総額とし、船員ごとの支給額は船員の職務の責任の度合その他の事情を考慮して任命権者が定める。                        |
| 航海手当        | 職員が船舶による監視、調査、観測、警備等の作業に従事して航海した場合であって人事委員会の定める基準に該当するときに支給する。<br>※人事委員会の定める基準<br>次の各号のいずれかに該当する場合を除く航海とする。<br>(1) 船籍港又は根拠地から出港し、7 時間 45 分以内に帰港する航海（警備艇による航海を除く。）<br>(2) 碇泊けい留中のもの | 航海 1 日につき<br>①船長、専門幹航海士、専門幹機関士、専門幹通信士、上席航海士、上席機関士、上席通信士、機関長、通信長、主任航海士、主任機関士及び主任通信士、船員以外の職員のうち職務の級 2 級以上である者及び職務の級 1 級 25 号給以上である者 540 円 |

|            |   |   |
|------------|---|---|
| 潜水手当       | 職員が潜水作業に従事したときに支給する。  | 従事時間 1 時間につき<br>20mまで 310 円<br>30mまで 780 円<br>30mを超える<br>とき 1,500 円                     |
| 海外事務所勤務手当  | <p>外国に所在する機関であって人事委員会規則で定めるものに勤務する職員に支給する。</p> <p><b>【支給額】</b></p> <p>① 勤務 1 月につき、同項の職員がその勤務する国に所在する在外公館のうち人事委員会規則で定めるものに勤務する外務公務員であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（以下この項において「法」という。）の規定により支給されることとなる在勤手当のうち、在勤基本手当、住居手当、配偶者手当及び子女教育手当の額（在勤基本手当にあつては、法の規定による額に 100 分の 80 を乗じて得た額とする。）の合計額とする。この場合において、配偶者手当の額に相当する額が支給される場合にあつては、一般職の職員の給与に関する条例第 27 条の規定により当該職員に支給される扶養手当（配偶者に係る部分に限る。）の額を当該合計額から減じた額とする。</p> <p>② 手当に租税が課せられる場合における同項の手当の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額にその租税の額に相当する額を加算した額とする。</p> |   |
| 管理職員特別勤務手当 | <p>特定管理職員が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日（祝日）等若しくは年末年始の休日等に勤務をしたときに支給する。また、それ以外の日の午後 10 時から午前 5 時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務したときに支給する。</p>  | <p>勤務 1 回につき週休日等は 18,000 円、その他は 6,000 円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額（給料の特別調整額の区分により支給額が異なる）</p> |

(併給禁止)

- 1 一般職の職員の給料の調整額に関する条例（昭和 32 年岩手県条例第 39 号）第 2 条第 1 項の規定により給料の調整を受ける職にある職員には、社会福祉業務手当及び社会福祉施設等勤務手当は、支給しない。
- 2 一般職の職員の給与に関する条例第 26 条第 1 項の規定により給料の特別調整額を受ける職にある職員には、徴税手当、社会福祉業務手当、農業研修業務手当及び刑事作業手当は、支給しない。ただし、当該給料の特別調整額を受ける職にある職員のうち人事委員会の定めるものが第 10 条の 2 第 1 項第 6 号に掲げる作業に従事したときは、当該作業に係る刑事作業手当を支給する。
- 3 一般職の職員の給与に関する条例第 26 条第 1 項に規定する職にある職員には、同条例第 34 条の 2 第 1 項の規定により管理職員特別勤務手当が支給される日については、教員特殊業務手当は、支給しない。
- 4 職員が、次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の支給される月又は日（漁ろう手当及び用船手当にあつては、当該手当の支給される期間）については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。ただし、この規定により支給されないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる 1 の特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は、支給しない。

|   |  |
|---|--|
| と畜検査手当  | 有害物取扱手当  |
| 環境衛生検査等業務手当   | 公害防止等業務手当<br>高所作業手当  |
| 社会福祉業務手当  | 社会福祉施設等勤務手当<br>精神保健福祉業務手当  |
| 衛生検査業務手当  | 有害物取扱手当  |
| 衛生検査業務手当（第 8 条の 2 第 1 項第 1 号アに掲げる業務に係る衛生検査業務手当に限る。） | 公害防止等業務手当  |
| 公害防止等業務手当   | 高所作業手当   |
| 家畜保健衛生業務手当  | 防疫等作業手当（第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる防疫作業のうち家畜に対する防疫作業に係る防疫等作業手当に限る。）<br>有害物取扱手当 |
| 高所作業手当  | 深所作業手当   |
| 坑内作業手当（圧搾空気内で行われた作業に係る坑内作業手当を除く。）                   | 高所作業手当<br>深所作業手当   |
| 災害応急作業等手当   | 道路上作業手当<br>夜間特殊業務手当  |
| 漁ろう手当、用船手当  | 航海手当   |

※ 条例第 21 条第 4 項ただし書きの規定に該当する場合において、同項の表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超える特殊勤務手当が 2 以上あるときは、そのうちの最も額の多い特殊勤務手当（当該特殊勤務手当が 2 以上あるときは、そのうちのいずれか 1 の特殊勤務手当）を支給するものとする。

※手当額の特例

次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給される作業に従事した時間が 1 日について 4 時間に満たない場合における当該手当の額は、この規制の規定により受けるべき額の 100 分の 60 に相当する額とする。

- (1) 放射線取扱手当（条例第 6 条第 1 号イに掲げる放射線取扱手当に限る。）
- (2) 爆発物取締業務手当
- (3) 種雄牛馬等取扱手当
- (4) 高所作業手当
- (5) 坑内作業手当（圧搾空気内で行われた作業に係る坑内作業手当を除く。）
- (6) 深所作業手当
- (7) 災害応急作業等手当（条例第 9 条の 1 7 第 1 項第 1 号アに掲げる作業および同項第 3 号の作業の同項第 1 号アに掲げる作業に相当すると人事委員会が認める作業にかかわる災害応急作業等手当に限る）
- (8) 道路上作業手当

※ 前項に規定する作業に従事した時間には、条例第 21 条第 4 項の規定により支給されないこととなる手当に係る作業に時間を含むものとする。

## 10 現業職員の特殊勤務手当（一般職員と重複しないもの）

| 手当の名称       | 支給範囲   | 支給額  |
|-------------|--|--|
| 農業研修業務手当    | 農業大学校に勤務する職員が、研修の業務（補助業務を含む。）に従事したとき（第 7 条の 9 第 1 項に規定する作業に従事したときを除く。）に支給する。   | 勤務 1 日 300 円<br>※ 4 時間に満たないとき 180 円  |
| 特殊自動車運転作業手当 | 広域振興局土木部、農業研究センター、農業大学校、林業技術センター又は農業大学校に勤務する職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。<br>(1) 道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）第 2 条の表に掲げる特殊自動車（農耕作業用自動車にあつては大型特殊自動車に限る。以下「特殊自動車」という。）の運転作業 | 作業 1 日につき<br>作業時間が<br>4 時間以上である場合 300 円<br>4 時間未満である場合 180 円<br>暴風雪警報又は大雪警報発令下において |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   | (2)府令第2条の表に掲げる大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車で除雪措置を装置したもの（以下「除雪車」という。）、道路清掃装置を装置したものまたはガードレール清掃装置を装着したもの（以下「ガードレール清掃車」という。）の運転作業<br>(3)特殊自動車又は除雪車による除雪作業に伴う運転助手としての補助的作業又は排雪の作業<br>(4)ガードレール清掃車による清掃作業に伴う清掃装置の操作の作業 | (1) (2) (3)<br>4時間以上<br>450円<br>4時間未満<br>270円 |
| 社会福祉施設等勤務手当、精神保健福祉業務手当、有害物取扱手当、犯則取締等手当、種雄牛馬等取扱手当、高所作業手当、災害応急作業等手当、道路上作業手当、漁ろう手当、用船手当、航海手当の支給を受ける者の範囲及び手当の額については一般職員の例による。 |   |   |

## 1 1 超過勤務手当

正規の勤務時間外に勤務したとき、勤務時間の割り振り変更によりあらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えて勤務したときに支給される。

### ア 正規勤務時間以外の勤務

| 支給対象               | 支給割合              |                   | 1時間当たりの給与額の算出方法   |
|--------------------|-------------------|-------------------|---|
|                    | 右欄に掲げる時間以外の時間     | 午後10時～翌日の午前5時     |   |
| 下欄に掲げる日以外の日（平日）の場合 | $\frac{125}{100}$ | $\frac{150}{100}$ | 給料の月額+地域手当+人事委員会の定める手当の額（注1）×1.2月   |
| 週休日及び休日の場合         | $\frac{135}{100}$ | $\frac{160}{100}$ | $(38.75 \text{ 時間} \times 52 \text{ 週}) - (7.75 \text{ 時間} \times \text{当該年度の休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数（注2）})$ |
| 1月について60時間を超えた全時間  | $\frac{150}{100}$ | $\frac{175}{100}$ |   |

イ あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間を超えた勤務  $25/100$

（注1） 人事委員会の定める手当

- ・初任給調整手当
- ・特殊勤務手当（月額で定められているものに限る）
- ・寒冷地手当（11月から翌月3月の5カ月間）

（注2） 休日（土曜日に当たる日を除く。）及び年末年始の休日（日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数は、毎年度異なる。

2026年度は20日 ⇒ 分母は1,860.00時間となる。

## 1 2 休日給

休日にも正規の勤務時間が割り振られているが、休日に、その勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し支給される。

支給額は、1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の135/100

※休日の正規の勤務時間外の勤務に対しては、超過勤務手当が支給される。

休日が週休日と重なった場合の勤務は超過勤務手当の対象となる。

## 1 3 夜勤手当

正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられている職員に対して支給される。

支給額は、1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100

## 1 4 宿日直手当

宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給される。

※宿日直勤務とは、夜間、日曜日・休日等に本来の業務に従事しないで行う庁舎、設備、備品書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁舎の監視を目的とする勤務。

支給額は、勤務1回につき4,700円

(半日勤務日の退庁時から引き続いて行われる場合にあっては7,050円)

## 1 5 期末手当・勤勉手当

上段は条例上の支給額。勤勉手当のうちそれぞれ0.02月分が評価原資として減じられ、下段の括弧内の月数で運用。

### 【一般級職員】

| 区 分  | 基準日   | 支給日    | 期末手当    | 勤勉手当                 | 合 計                |
|------|-------|--------|---------|----------------------|--------------------|
| 6月期  | 6月1日  | 6月30日  | 1.2625月 | 1.0625月<br>(1.0425月) | 2.325月<br>(2.305月) |
| 12月期 | 12月1日 | 12月10日 | 1.2625月 | 1.0625月<br>(1.0425月) | 2.325月<br>(2.305月) |
| 総 計  |       |        | 2.525月  | 2.125月<br>(2.085月)   | 4.65月<br>(4.61月)   |

### 【暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員】

| 区 分  | 基準日   | 支給日    | 期末手当    | 勤勉手当                 | 合 計                |
|------|-------|--------|---------|----------------------|--------------------|
| 6月期  | 6月1日  | 6月30日  | 0.7125月 | 0.5125月<br>(0.4975月) | 1.225月<br>(1.210月) |
| 12月期 | 12月1日 | 12月10日 | 0.7125月 | 0.5125月<br>(0.4975月) | 1.225月<br>(1.210月) |
| 総 計  |       |        | 1.425月  | 1.025月<br>(0.995月)   | 2.45月<br>(2.420月)  |

上段は条例上の支給額。勤勉手当のうちそれぞれ0.015月分が評価原資として減じられ、下段の括弧内の月数で運用(2017年12月期～)。

(1) 支給範囲

- ・ 6月1日及び12月1日に在職する職員に支給する。
- ・ 基準日または基準日前1ヶ月以内の退職または死亡の日において、次の職員である者には支給しない。

【期末】無給休職者、刑事休職者、停職者、専従休職者、無休派遣職員、育児休業職員（基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員を除く。）

【勤勉】休職者（公務傷病、結核休職者を除く。）、停職者、専従休職者、外国派遣条例に基づく派遣職員、育児休業職員（基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員を除く。）

(2) 手当額の計算

ア 期末手当

【(給料+扶養手当+地域手当) + (給料月額×加算率A) + (給料+調整手当) ×加算率B】 ×支給割合×在職期間別割合=期末手当額

イ 勤勉手当

【(給料+地域手当) + (給料月額×加算率A) + (給料+調整手当) ×加算率B】 ×期間率×成績率(給与改定の状況を踏まえ毎年当局が設定) =勤勉手当額

※「給料」は給料月額に給料の調整額を加えたものである。

※「給料月額」は、給料表上の金額である。

※「加算率A」は、管理職加算のことである。

※「加算率B」は、級別加算区分表のことである。

◎級別加算区分表

|        | 20%  | 15%  | 10%  | 5%     |
|--------|------|------|------|--------|
| 行政職(一) | 8級以上 | 7～6級 | 5～4級 | 3級     |
| 行政職(二) |      |      | 5級※① | 5～3級※② |
| 医療職(二) | 7級※③ | 6級以上 | 5級   | 4～3級※④ |
| 医療職(三) |      | 6級※⑤ | 5級以上 | 4～3級※⑥ |
| 研究職    | 5級※⑦ | 4級以上 | 3級   | 2級※⑧   |

※① i) 電話交換長、船長、機関長、甲板長、操機長、司厨長、車庫長、副車庫長または守衛長の職にある職員

ii) 経験年数が、高校卒の学歴免許等の資格を有する職員にあつては32年以上、中学卒の学歴免許等の資格を有する職にあつては35年以上である職員

iii) 5級における在級年数が2年以上であり、かつ、年齢が58歳以上である職員

※② 3級17号給以上の職員

※③ 中央家畜保健衛生所の所長

- ※④ i) 3級21号給以上の職員  
ii) 級別職務区分表7医療職給料表(2)において職務の級が3級及び4級のいずれにも区分されている職若しくは3級から4級までのいずれにも区分されている職
- ※⑤ 職務の級6級に属する職員のうち給料の特別調整額に関する規則別表の4種の区分を適用される職員
- ※⑥ i) 3級21号給以上の職員  
ii) 級別職務区分表8医療職給料表(3)において職務の級が3級及び4級のいずれにも区分されている職若しくは3級から4級までのいずれにも区分されている職
- ※⑦ 農業研究センター、林業技術センター、水産技術センターの所長または農業研究センター副所長、畜産研究所長
- ※⑧ i) 経験年数5年(修士課程修了)以上の職員  
ii) 級別職務区分表5研究職給料表において職務の級が2級及び3級のいずれにも区分されている職

ウ 勤勉手当への育休応援加算(2025年12月勤勉手當時から反映)

- ① 対象職員(次のいずれにも職員)
  - i) 育児休業を取得した職員(会計年度任用職員を除く。以下「育休取得職員」という。)が所属する室課等(以下「該当所属」という。)の職員
  - ii) 育休取得職員が育児休業を取得している期間のうち、当該育休取得職員の代替となる職員(会計年度任用職員を含む。)が配置されていない期間において、連続して30日以上当該育休取得職員の業務の全部又は一部を担った職員
  - iii) 次のいずれかに該当する職員は対象職員から除く
    - ・ 特定幹部職員
    - ・ 所属長
    - ・ 育休取得職員の代替として任用されている臨時的任用職員
    - ・ 会計年度任用職員
    - ・ 当該支給期において「特に優秀」又は「優秀」の成績率の区分を適用するものとして内申される職員及び部局長等表彰等により当該支給期において「特に優秀」又は「優秀」の成績率の区分が適用される職員
- ② 成績率の配分方法
  - i) 育休取得職員1人につき、100分の9を上限に、該当所属に成績率を配分
  - ii) 育休取得職員1人につき対象職員3人を限度に、次のいずれかの配分方法により、対象職員に成績率を配分すること。
    - ・ 対象職員1人に100分の9を配分
    - ・ 対象職員1人に100分の6を、他の対象職員1人に100分の3を配分
    - ・ 対象職員2人に、それぞれ100分の4.5を配分
    - ・ 対象職員3人に、それぞれ100分の3を配分

iii) 対象職員が再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員をいう。）である場合にあっては、前項中「100分の9」とあるのは「100分の2.5」と、「100分の6」とあるのは「100分の2」と、同項中「100分の4.5」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の3」とあるのは「100分の1」と読み替えて適用する。

(3) 除算期間

| 項 目  | 期末手当         | 勤勉手当   |
|--|--------------|--------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑事休職者の期間</li> <li>・ 停職者の期間 ・ 専従休職者の期間</li> </ul>  | 全期間を除算       | 全期間を除算 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休職者（公務傷病等または人事委員会の定める公共的機関の業務に従事する場合を除く。）の期間</li> <li>・ 育児休業職員の期間（1ヶ月以下の場合を除く）</li> </ul>   | 1 / 2 の期間を除算 |        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児休業取得期間が1か月以下の場合(2011.12～)</li> <li>・ 給与を減額された期間（8時間以上の場合に限る）</li> <li>・ 私傷病による病気休暇により勤務しなかった期間（勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合に限る。）</li> <li>・ 対象期間の全期間にわたり勤務した日がない場合の当該期間</li> </ul> | 除算しない        |        |

(4) 在職期間別割合及び期間率

※期末手当に係る在職期間別割合

| 基準日以前6箇月以内の勤務期間 | 割 合      |
|-----------------|----------|
| 6箇月             | 100分の100 |
| 5箇月以上6箇月未満      | 100分の80  |
| 3箇月以上5箇月未満      | 100分の60  |
| 3箇月未満           | 100分の30  |
| 零               | 零        |

※勤勉手当に係る期間率

| 基準日以前6箇月以内の勤務期間 | 割 合      |
|-----------------|----------|
| 6箇月             | 100分の100 |
| 5箇月15日以上6箇月未満   | 100分の95  |
| 5箇月以上5箇月15日未満   | 100分の90  |
| 4箇月15日以上5箇月未満   | 100分の80  |
| 4箇月以上4箇月15日未満   | 100分の70  |
| 3箇月15日以上4箇月未満   | 100分の60  |
| 3箇月以上3箇月15日未満   | 100分の50  |
| 2箇月15日以上3箇月未満   | 100分の40  |

|               |         |
|---------------|---------|
| 2箇月以上2箇月15日未満 | 100分の30 |
| 1箇月15日以上2箇月未満 | 100分の20 |
| 1箇月以上1箇月15日未満 | 100分の15 |
| 15日以上1箇月未満    | 100分の10 |
| 15日未満         | 100分の5  |
| 零             | 零       |

## 16 寒冷地手当

寒冷積雪地における越冬費用として一種の生活補給金的性格をもった手当で、基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）に現に支給地域に居住する職員に対し、支給地域の区分及び世帯等の区分に応じ、支給される。（再任用職員は2025年度から支給）

| 支給地域の区分  | 世帯等の区分    |              |        |
|----------|-----------|--------------|--------|
|          | 世帯主である職員  |              | その他の職員 |
|          | 扶養親族のある職員 | その他の世帯主である職員 |        |
| 4級地      | 19,800円   | 11,400円      | 8,200円 |
| 知事が定める級地 | 知事が定める額   |              |        |

※4級地＝盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢市、紫波町、矢巾町、奥州市、花巻市、北上市、一関市、遠野市、大船渡市、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、宮古市のうち旧川井村・旧新里村、住田町、岩泉町、田野畑村、久慈市、二戸市、普代村、一戸町、野田村、洋野町、軽米町、九戸村

※「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって支給地域に居住する扶養親族のないものを含まない。

## 17 農林漁業普及指導手当

試験研究機関と密接な連絡を保ち農業、農村生活、林業若しくは水産業に関する専門の事項について調査研究し、又は農業、林業若しくは水産業を行うもの若しくはこれらに従事する者に接して農業、農村生活、林業若しくは水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員で人事委員会規則で定める者（給料の特別調整額を受ける者を除く。）に対して支給される。

支給額は、職員の給料月額に100分の8を乗じて得た額。

## 18 災害派遣手当・武力攻撃災害等派遣手当

### (1) 災害派遣手当

災害対策基本法の規定に基づき、災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員で住所又は居住を離れて県の区域に滞在することを要する職員に対して支給される。

### (2) 武力攻撃災害等派遣手当

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定に基づき、国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員で住所又は居住を離れて県の区域に滞在することを要する職員に対して支給される。

#### ◎支給額（災害派遣手当・武力攻撃災害等派遣手当共通）

| 期 間        | 公用の施設又は準ずる施設<br>(1日につき) | その他の施設<br>(1日につき) |
|------------|-------------------------|-------------------|
| 30日以内      | 3,970円                  | 6,620円            |
| 30日超～60日以内 | 3,970円                  | 5,870円            |
| 60日超       | 3,970円                  | 5,140円            |

## 19 給料の調整額

### (1) 一般職の職員の給料の調整額

給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないときは、その特殊性に基づき給料の調整額を支給する。

調整額は別表1の調整基本額表×別表2の調整数で支給（ただし、この額が給料月額の100分の25を超えるときは給料月額の100分の25に相当する額）する。

別表1 調整基本額表（2023年4月1日～）

| 行政職給料表 |         | 医療職給料表（二） |         | 医療職給料表（三） |         |
|--------|---------|-----------|---------|-----------|---------|
| 職務の級   | 調整基本額   | 職務の級      | 調整基本額   | 職務の級      | 調整基本額   |
| 1級     | 6,600円  | 1級        | 6,300円  | 1級        | 8,100円  |
| 2級     | 8,500円  | 2級        | 8,100円  | 2級        | 9,400円  |
| 3級     | 9,700円  | 3級        | 9,100円  | 3級        | 9,700円  |
| 4級     | 10,300円 | 4級        | 9,700円  | 4級        | 10,100円 |
| 5級     | 10,700円 | 5級        | 10,600円 | 5級        | 10,400円 |
| 6級     | 11,200円 | 6級        | 11,300円 | 6級        | 11,600円 |
| 7級     | 12,100円 | 7級        | 12,200円 |           |         |
| 8級     | 12,700円 |           |         |           |         |
| 9級     | 14,300円 |           |         |           |         |
| 10級    | 15,900円 |           |         |           |         |

別表 2 調整表

| 勤務箇所       | 対象職員   | 調整数 |
|------------|--|-----|
| 保健福祉部      | 麻薬取締員  | 3   |
| 福祉総合相談センター | (1) 児童の養護等に直接従事することを本務とする児童指導員及び保育士                      | 2   |
|            | (2) 困難な問題を抱える女性の援助に直接従事することを本務とする職員                      |     |
|            | (3) 児童の養護等に直接従事することを本務とする保健師及び看護師                        | 1   |
| 児童相談所      | (1) 児童の養護等に直接従事することを本務とする児童指導員及び保育士                      | 2   |
|            | (2) 児童の養護等に直接従事することを本務とする保健師及び看護師                        | 1   |
| 杜陵学園       | (1) 寮長として児童と起居を共にする児童自立支援専門員                             | 4   |
|            | (2) 児童の教育に直接従事することを本務とする児童自立支援専門員及び児童生活支援員((1)に掲げる者を除く。) | 3   |
|            | (3) 児童の指導に直接従事することを本務とする職業指導員                            | 2   |
|            | (4) 本務として勤務する園長  | 1   |

## 20 退職手当

$$\text{退職手当} = \text{基本額 (退職時の給料の月額} \times \text{別表 1 の支給率)} + \text{調整額}$$

### (1) 勤続期間

退職手当の算定の基礎となるもので、在職期間から除算期間を控除した期間となります。

- ① 在職期間は「月」を単位とし、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの引き続いた年月数となります。

なお、職員以外の地方公務員又は国家公務員が引き続いて職員となった場合で当該期間の退職手当が支払われていない場合は、在職期間を通算します。

- ② 在職期間中に休職等により勤務しなかった月がある場合は、次のとおり期間が除算されます。

#### I 全期間を除算

ア 組合専従の期間（昭和43年12月14日以降の期間に限る）

イ 自己啓発等休業の期間（Ⅱウを除く）

Ⅱ 2分の1に相当する期間を除算

ア 休職（公務上の傷病、通勤による傷病の場合を除く）、停職の期間

イ 育児休業の期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月の翌月以降）

ウ 自己啓発等休業の期間（大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資すると認められる場合）

Ⅲ 3分の1に相当する期間を除算

ア 育児休業の期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月まで）

イ 育児短時間勤務の期間

(2) 退職手当の基本額

退職日における発令上の給料の月額（給料表の額と給料の調整額の合計額）に、退職手当支給割合表（別表1）の支給割合を乗じて得た額となります。

また、定年前早期退職特例措置により、次の①から④の要件を全て満たす場合は、下記の表の通例割増が退職日の給料の月額に加算されます。

- ① 勸奨を受けて退職したこと。
- ② 定年に達する日から6月前までに退職したこと。
- ③ 退職時の年齢が50歳以上であること。
- ④ 勤続年数が25年以上であること。

|           |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|-----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 退職時の年齢（歳） | 50 | 51 | 52 | 53 | 54 | 55 | 56 | 57 | 58 | 59 |
| 通例割増率（％）  | 20 | 18 | 16 | 14 | 12 | 10 | 8  | 6  | 4  | 2  |

(3) 退職手当の調整額

平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表（別表2）により、当該各月にその者が属していた職員の区分（第1号区分から第9号区分）を求め、その区分の調整月額が最も多い月から順位を付し、第1順位から第60順位までの調整月額を合計した額となります。

※ 勤続期間が24年以下の場合は、次により計算した額となります。

① 自己都合退職以外の場合

- ア 勤続期間が5年以上24年以下の場合・・・第8号区分を「0」に読み替える。
- イ 勤続期間が1年以上4年以下の場合・・・計算して得た調整額の1/2の額

② 自己都合退職の場合

- ア 勤続期間が10年以上24年以下の場合・・・計算して得た調整額の1/2の額
- イ 勤続期間が9年以下の場合・・・調整額は支給されません

別表2 退職手当の調整額における調整月額一覧表

(平成18年4月1日以降の給料表)

| 区分    | 調整月額(円) | 行政職  | 研究職            | 医療職(2)          | 医療職(3)        | 技能職等            |
|-------|---------|------|----------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 第1号区分 | 70,400  | 10級  |                |                 |               |                 |
| 第2号区分 | 65,000  | 9級   |                |                 |               |                 |
| 第3号区分 | 59,550  | 8級   | 5級<br>(特2or3種) |                 |               |                 |
| 第4号区分 | 54,150  | 7級   | 5、4級<br>(特4種)  | 8級              |               |                 |
| 第5号区分 | 43,350  | 6級   | 上記以外の<br>4級、5級 | 7級、6級           | 6級<br>(期15%)  |                 |
| 第6号区分 | 32,500  | 5級   | 3級<br>(特5種)    | 5級<br>(特5種)     | 6級            |                 |
| 第7号区分 | 27,100  | 4級   | 上記以外の<br>3級    | 上記以外の<br>5級     | 5級            | 6、5級<br>(期10%)  |
| 第8号区分 | 21,700  | 3級   | 2級<br>(期5%)    | 4、3、2級<br>(期5%) | 4、3級<br>(期5%) | 5、4、3級<br>(期5%) |
| 第9号区分 | 0       | 上記以外 |                |                 |               |                 |

(注) 1 期は、期末手当に( )の加算率の役職加算が支給されていた者

2 特は、特別調整額が( )種、または( )%で支給されていた者

別表1 退職手当支給割合表 (2018年4月～)

| 勤続   | 自己都合    | 定年・勸奨     | 勤続  | 自己都合    | 定年・勸奨     |
|------|---------|-----------|-----|---------|-----------|
| 6月未満 | 0       | 0.837     | 21年 | 21.3435 | 26.260875 |
| 1年未満 | 0.5022  | 0.837     | 22年 | 23.0175 | 27.934875 |
| 1年   | 0.5022  | 0.837     | 23年 | 24.6915 | 29.608875 |
| 2年   | 1.0044  | 1.674     | 24年 | 26.3655 | 31.282875 |
| 3年   | 1.5066  | 2.511     | 25年 | 28.0395 | 33.27075  |
| 4年   | 2.0088  | 3.348     | 26年 | 29.3787 | 34.77735  |
| 5年   | 2.511   | 4.185     | 27年 | 30.7179 | 36.28395  |
| 6年   | 3.0132  | 5.022     | 28年 | 32.0571 | 37.79055  |
| 7年   | 3.5154  | 5.859     | 29年 | 33.3963 | 39.29715  |
| 8年   | 4.0176  | 6.696     | 30年 | 34.7355 | 40.80375  |
| 9年   | 4.5198  | 7.533     | 31年 | 35.7399 | 42.31035  |
| 10年  | 5.022   | 8.37      | 32年 | 36.7443 | 43.81695  |
| 11年  | 7.43256 | 11.613375 | 33年 | 37.7487 | 45.32355  |
| 12年  | 8.16912 | 12.76425  | 34年 | 38.7531 | 46.83015  |

|     |          |           |
|-----|----------|-----------|
| 13年 | 8.90568  | 13.915125 |
| 14年 | 9.64224  | 15.066    |
| 15年 | 10.3788  | 16.216875 |
| 16年 | 12.88143 | 17.890875 |
| 17年 | 14.08671 | 19.564875 |
| 18年 | 15.29199 | 21.238875 |
| 19年 | 16.49727 | 22.912875 |
| 20年 | 19.6695  | 24.586875 |

|     |         |        |
|-----|---------|--------|
| 35年 | 39.7575 | 47.709 |
| 36年 | 40.7619 | 47.709 |
| 37年 | 41.7663 | 47.709 |
| 38年 | 42.7707 | 47.709 |
| 39年 | 43.7751 | 47.709 |
| 40年 | 44.7795 | 47.709 |
| 41年 | 45.7839 | 47.709 |
| 42年 | 46.7883 | 47.709 |
| 43年 | 47.709  | 47.709 |
| 44年 | 47.709  | 47.709 |
| 45年 | 47.709  | 47.709 |

(4) 60歳以降の退職手当

60歳に達した日以後、非違によることなく退職した場合の退職手当の基本額については、定年退職と同じ支給率で算定します。

【参考】

- ・退職手当には、給料月額が最も高い時点での退職手当額を支給する制度（ピーク時特例）があることから、この改正により60歳で定年退職した場合と同じ又はそれ以上の支給率となります。
- ・退職手当の支給率は35年勤続が上限となるため、60歳の時点で勤続35年に到達している者は60歳以降の時点で退職しても支給率が同一となります。
- ・ただし、支給水準そのものが改定される場合は、60歳時点の支給率と異なる場合があります。



